３　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分数（令和７年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

（人）

処分事由＼処分の種類		降　任	免　職	休　職	降　給	計	失　職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	301		301	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	302	0	302	
地公法第28条第4項により失職した者							1
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

（注）１　同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

２　休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

（２）懲戒処分数（令和７年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

（人）

処分事由＼処分の種類		戒　告	減　給	停　職	免　職	計	訓諭等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	2	5	6	2	15	169
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	2	1	0	3	57
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	1	3	2	2	8	100
計		3	10	9	4	26	326

（注）同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。